

報道関係者各位
2011年11月18日

外貨建定額個人年金保険「ターゲット・カレンシー」を三菱東京UFJ銀行で販売開始

マニライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: クレイグ・ブロムリー、以下マニライフ生命)は、2011年11月21日より外貨建定額個人年金保険「ターゲット・カレンシー」を株式会社三菱東京UFJ銀行(頭取:永易 克典)で販売いたします。

「ターゲット・カレンシー」は、積立金を米ドル建てまたは豪ドル建てで運用する定額個人年金保険です。「外貨建て」で運用し、目標額に到達した場合は、運用成果を「円建て」で確保できます。

「ターゲット・カレンシー」の特徴

1. 契約時に運用する通貨として契約通貨(米ドル・豪ドルのいずれか)と据置期間(5年・10年のいずれか)をご選択いただき、契約日に設定されている積立利率で運用します。
2. 目標額に到達した場合は、運用成果を「円建て」で確保できます。
 - ・ 円建てで目標額を設定できます。
 - ・ ご契約日の1年経過後から、目標額への到達を毎日判定します。
※判定は、マニライフ生命が指定する金融機関の営業日に行います。
 - ・ 目標額に到達した場合、自動的に据置期間付円建年金へ移行し、運用成果を「円建て」で確保できます。
※目標額に到達しなかった場合、契約通貨建ての年金をお支払いします。
3. 保険料を様々な外貨でもお払い込みいただくことができます。
 - ・ 保険料を契約通貨と異なる通貨(米ドル、豪ドル、ニュージーランドドル、ユーロのいずれか)から、1つを選んでお払い込みいただけます。

マニライフ生命は、お客様の信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、お客様お一人おひとりのニーズに合った最適な解決策をご提供しております。今後ともマニライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集し、より一層多くのお客様に喜んでいただける商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

用語について

積立利率:積立金額の計算および市場価格調整率の計算等に用いる利率で、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、ご契約日に設定されている積立利率が据置期間および年金支払期間を通じて適用されます(ご契約日に設定されている積立利率が変更されることはありません)。積立利率は、契約通貨等に応じて異なります。

マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社(「マニユライフ生命」)は、マニユライフ・ファイナンシャルのグループ企業です。

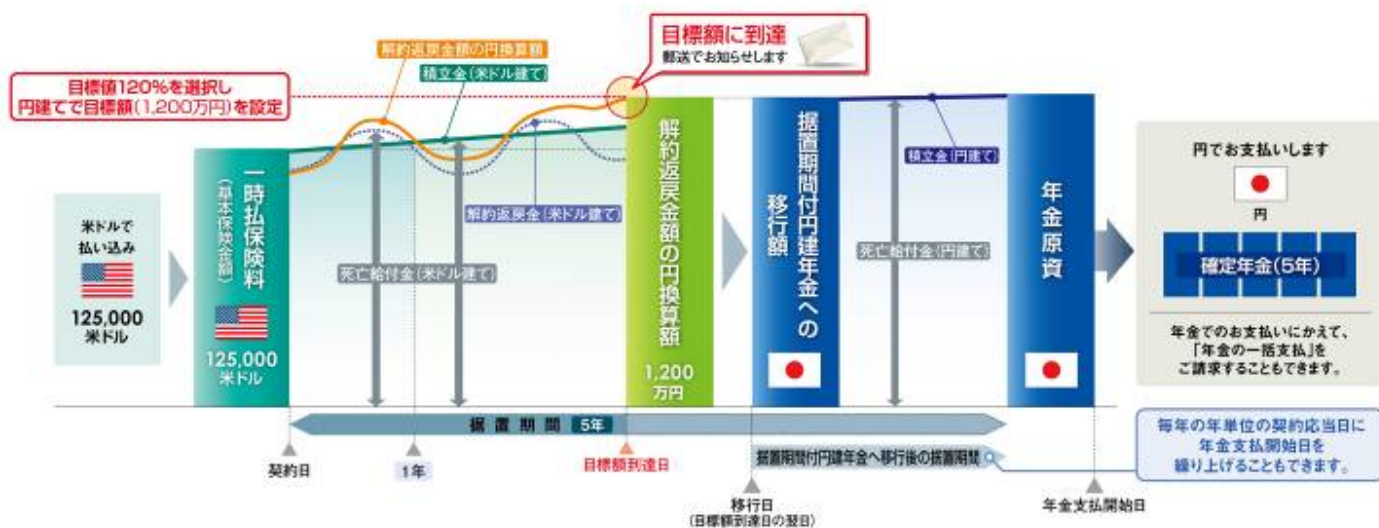
マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界21カ国・地域で事業を展開している金融サービスのリーディング・グループです。マニユライフは120年以上にわたり、信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、人生で最も重要な資金面の決断を行う際の解決策を、世界各地のお客さまにお届けすることを目指してまいりました。同社職員、エージェンต์および販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、世界各地の数百万のお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供しています。また、世界各地の機関投資家のお客さまには、資産運用サービスのみならず、損害・傷害保険の再々保険に特化した再保険の解決策もご提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルとその子会社の管理運用資産は、2011年9月30日現在4,920億カナダドル(4,730億米ドル)となっています。カナダおよびアジア地域ではマニユライフ・ファイナンシャルとして、米国においては主にジョン・ハンコックとして事業を展開しています。

マニユライフ・ファイナンシャルは、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ (www.manulife.com) をご覧下さい。マニユライフ生命のホームページは次の通りです。(www.manulife.co.jp)

<参考資料>

目標額に到達した場合のイメージ図

<ご契約例>



この保険にはリスクがあります

・この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と年金・死亡給付金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金の支払総額や死亡給付金額等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

・この保険は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額および年金の一括支払による支払金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約返戻金額を計算する際に契約日からの経過年数等に応じた解約控除がかかります。したがって、「解約返戻金額*」または「年金の一括支払による支払金額とすでに支払事由の生じた年金の合計額との総額*」が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

*一部解約をしていた場合は、その解約返戻金額との合計額

各種お取り扱いについて

■最低保険料と最高保険料

契約通貨	米ドル	豪ドル
最低保険料	20,000米ドル	20,000豪ドル
最高保険料	5億円相当額*	

*同一被保険者で、マニライフ生命の定める定額個人年金保険のご契約が複数ある場合、各ご契約の契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートをを用いて円換算した金額を合算し、5億円を超えることはできません。

■保険料の払込通貨の取扱単位

保険料の払込通貨	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル
取扱単位	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル

*保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。

■保険料の払込方法

一時払のみ

*マニライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。

■年金の種類

確定年金(5年)

■保険期間

据置期間	5年	10年
年金支払期間	5年	
保険期間	10年	15年

*ご契約時に選択された据置期間の変更はできません。

■被保険者の契約年齢(満年齢)と年金支払開始年齢

据置期間	5年	10年
契約年齢	0歳～85歳	0歳～80歳
年金支払開始年齢*	5歳～90歳	10歳～90歳

*据置期間付円建年金へ移行後の据置期間中、契約者のお申し出により、毎年の年単位の契約応当日に年金支払開始日を繰り上げた場合、年金支払開始年齢は上記の範囲と異なります。

*年金支払開始年齢は、被保険者の契約年齢に据置期間を加算した年齢です。

■年金受取人

契約者または被保険者

■告知について

告知いただく事項はありません。

■保障の責任開始期

マニライフ生命がご契約を引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日を責任開始の日(契約日)とします。

諸費用について

この保険には、保険関係費がかかります。そのほか、解約・一部解約時に解約控除、据置期間付円建年金への移行後の年金支払期間中には年金管理費がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。

■保険関係費

- 保険関係費とは、死亡保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に保険関係費をあらかじめ差し引きます。

■解約・一部解約時にご負担いただく費用

- 解約・一部解約時に契約日からの経過年数等に応じて解約控除をご負担いただきます。

項目	費用		
解約控除	据置期間 5年	解約に相当する部分の積立金額に、経過年数に応じて5.0%～3.0%の解約控除率を乗じた金額	解約計算基準日または一部解約計算基準日に、解約に相当する部分の積立金額に市場価格調整率を乗じた金額から控除します。
	据置期間 10年	解約に相当する部分の積立金額に、経過年数に応じて7.0%～2.5%の解約控除率を乗じた金額	

※解約控除に関する詳しい内容については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」および「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご覧ください。

※据置期間付円建年金への移行が行われる場合の解約返戻金額の計算の際、解約控除をご負担いただきます。ただし、据置期間付円建年金への移行後に解約・一部解約した場合、解約控除のご負担はありません。

■据置期間付円建年金への移行後の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	
年金管理費 〔年金支払の管理にかかる費用〕	責任準備金額に0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

■外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 円を外貨に交換し、一時払保険料を払い込む場合、対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信売買相場の仲値(TTM)の差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 年金や死亡給付金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- つぎの①～③の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、④の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。
 - ①「円支払特約A型」を付加し、年金や死亡給付金等を円でお支払いする場合
 - ②「円支払特約A型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
 - ③「円建年金移行特約」を付加し、据置期間付円建年金への移行に際して、解約返戻金額を円に換算する場合
 - ④「保険料米ドル入金特約A型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合

項目		契約通貨	
		米ドル	豪ドル
①	「円支払特約A型」の為替レート	契約通貨のTTM － 1銭	契約通貨のTTM － 3銭
②		契約通貨のTTM － 50銭	
③	「円建年金移行特約」の為替レート	契約通貨のTTM － 50銭	
④	「保険料米ドル入金特約A型」等の為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM － 50銭)	

※平成23年11月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

(登)マニュアルフ(GOM)11-10841(23.10.26)